

社会福祉法人誓光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誓光会の役員及び評議員等（評議員、苦情解決委員会委員、評議員選任・解任委員会の委員等をいう。）の報酬等について定めるものである。

(定義及び報酬等総額)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 役員に対する各年度の報酬等の総額は、100万円以内とする。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	5000円	1000円

2 評議員等が評議員会等に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会等出席報酬等	5000円	1000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(兼務役員)

第5条 施設の常勤職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(支払方法)

第6条 役員及び評議員等への報酬等の支払は、その全額を通貨で、直接支払うものとする。ただし、法令に基づき、報酬等から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員及び評議員等が、報酬等の支払につき、自己の預金への振り込みを申し出た場合は、その方法によって、支払うことができる。

附 則

この規程は、平成30年7月28日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	5 0 0 0 円	1 0 0 0 円	
理 事 業 務 報 酬 等 (日額)	5 0 0 0 円	1 0 0 0 円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	5 0 0 0 円	1 0 0 0 円	